

## 和解及び損害賠償額の決定について

### 1 和解の相手方

学校法人八幡学園

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

令和元年(2019年)9月9日

#### (2) 事故発生場所

東京都中野区江古田一丁目1番1号 学校法人八幡学園やはたみずのとう幼稚園敷地内

#### (3) 事故発生状況

中野区立みずのとう公園内の区が管理する旧野方配水塔の屋根のモルタル片が、老朽化と台風第15号の強風の影響により東方面に向かって飛散し、同公園の隣地に相手方が設置する学校法人八幡学園やはたみずのとう幼稚園の園舎の渡り廊下ガラス、屋上及び屋根に衝突した。この事故により、当該園舎の渡り廊下ガラス、屋上及び屋根の一部が破損した。

### 3 和解の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害2,343,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 仮和解の成立の日

令和2年(2020年)1月27日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、区立公園内の区が管理する旧野方配水塔の屋根のモルタル片が老朽化と台風第15号の強風の影響により飛散したことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した園舎の渡り廊下ガラス、屋上及び屋根の一部の修理費の合計2,343,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

### 7 事故後の対応について

(1) 旧野方配水塔の屋根に飛散防止ネットを設置した。

(2) 令和2年度に旧野方配水塔に係る応急対策工事を行うこととした。